

NPO法人八代市スポーツ協会スポーツ傷害見舞金規約

(趣旨)

第1条 この規約は、市民の健康増進と体育、スポーツ活動の普及振興に寄与することを目的に、スポーツ活動中（学校管理下を除く。）に傷害を受けた者を救済するためのスポーツ傷害見舞金（以下「見舞金」という。）の制度について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規約において「スポーツ活動中」とは、次に掲げる体育活動および身体的、組織的運動（野外活動を含む）であって、健康と体力づくりのために行われる団体活動をいう。

- (1) NPO法人八代市スポーツ協会が主催または共催する活動(行事等)
- (2) NPO法人八代市スポーツ協会に加盟する団体が主催または共催する活動(行事等)
- (3) 所属する団体が主催または共催する活動(行事等)

2 「スポーツ傷害」とは、前項のスポーツ活動中における死亡または負傷をいう。

(会員の資格)

第3条 見舞金加入者（以下「会員」という。）となることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者2人以上で構成する団体とする。

- (1) 八代市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により八代市の住民基本台帳に記載されている者又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）により八代市に登録された者
- (2) 八代市以外に居住する者で、八代市に通勤し又は通学する者
- (3) 上記の者以外の者で、八代市を拠点として活動している団体に所属している者

(見舞金の加入期間)

第4条 見舞金の期間は見舞金加入申込書を受けた日の翌日から1年間とする。

(見舞金の加入)

第5条 見舞金に加入しようとする団体は、スポーツ傷害見舞金加入申込書（第1号様式）及び団体員名簿（第2号様式）に会費を添えてNPO法人八代市スポーツ協会長（以下「会長」という。）に申し込まなければならない。ただし、外国人にあつては外国人登録書の写しを添付しなければならない。

(会費の額)

第6条 会費の額は会員1人につき年額500円とする。

2 既に納めた会費は返還しない。

(見舞金の額)

第7条 見舞金の額は、会員がスポーツ活動中の事故により死亡又は受けた傷害の程度に応じ、別表に定める額の範囲内とする。

(見舞金の申請)

第8条 団体活動中に事故等が発生し、見舞金支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は見舞金申請書(第3号様式)と所属する団体の責任者および障害をうけた者またはその保護者(代理人)の連名で事故概要報告書(第4号様式)を速やかに提出しなければならない。なお会長は、必要に応じて、申請する事故等が団体活動中であったことを確認・証明できる書類(開催要項や練習計画書など)の提出を求めることができる。

- 2 申請者は傷害が完治したときは、速やかに診断書（第5号様式）を提出しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず当該傷害が起因となった後遺障害を認められた場合に見舞金の給付を受けようとするときは、速やかに申請しなければならない。
- 4 見舞金請求権は、事故発生日から起算して3年を経過した日に消滅する。
- 5 見舞金の各手続については、会員又は保護者が行うものとする。ただし、会長が必要と認める場合は、委任を受けた代理人がこれを行うことができる。
- 6 見舞金の各手続をする会員又はその遺族の順位は次のとおりとする。

(1)本人

(2)配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む）

- (3)子
- (4)父母
- (5)孫
- (6)祖父母
- (7)兄弟姉妹

7 会員が未成年者の場合は、その保護者が各手続を行う。

(審査委員会)

第9条 見舞金の給付等に関する重要事項を審査するため、NPO 法人八代市スポーツ協会スポーツ傷害見舞金審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の事項について決議する。

(1)見舞金の給付の可否の決定

(2)この規約の内容の検討

3 委員会は、委員5名以内をもって組織する。

4 委員は、正副会長及び正副理事長とする。但し、会長が必要と認める委員については、会長が別に委嘱することができる。

5 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 委員が第4項に掲げる職を離れたときは、委員の資格を失うものとする。

7 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

9 委員会は、委員の過半数の出席により、成立する。

10 委員会の決議事項は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(個別審査)

第9条の1 会長は、見舞金の給付に関し、申請の際に提出された診断書及び治癒証明書等の書類を審査するために、事前に委嘱した医師等に審査を依頼し、その際の意見を添えて前条の審査委員会に提出するものとする。ただし、医師等の意見書に関する取り扱い等については、会長が別に定める。

2 前項の医師については、八代市医師会に推薦を依頼する。ただし、専門の医師がいない場合は、会長が有資格者（整体師、整骨師、看護師、鍼灸師など）の中から負傷の内容に応じて、別に依頼することができるものとする。

(委員の職務)

第10条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代行する。

(見舞金の給付)

第11条 委員会において見舞金の給付の可否を決定した場合は、速やかに申請者に通知するものとする。

(見舞金の制限)

第12条 スポーツ事故が会員の故意又は重大な過失により発生した場合は支給しない。

2 スポーツ事故が天災等により発生したときその他会長が必要と認めるときは、委員会の意見を聴いて、給付する見舞金の全額又は一部を減額する。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規約は、昭和48年4月 1日から施行する。

改正 昭和50年6月10日

改正 昭和53年4月 1日

改正	昭和54年4月 1日	
改正	昭和57年5月21日	
改正	昭和60年4月 1日	
改正	平成 2年5月29日	
改正	平成 8年5月31日	
改正	平成10年5月29日	
改正	平成16年5月21日	
改正	平成20年4月11日	
改正	平成20年6月 1日	
改正	平成24年12月13日	施行 平成24年12月 1日
改正	令和 2年 6月19日	施行 令和 2年 6月20日
改正	令和 3年 3月29日	施行 令和 3年 5月 1日
改正	令和 4年 6月 1日	

別表 見舞金

1 給付基準

死亡 10万円

後遺症 最高10万円

入院治療 1日 2,000円

通院治療 1日 1,500円

診断書料 申請者負担

給付限度額 1つの事故に対する限度額は10万円とする。

2 給付金額

(1) 死亡見舞金

傷害を受けた日から180日以内にその傷害が起因して死亡した場合は10万円を給付する。

後遺症見舞金を給付している場合は、死亡見舞金から後遺症見舞金を減じて得た額とする。

(2) 後遺症見舞金

事故の日から180日以内にその傷害が起因して後遺症が残ったときは、その程度によって見舞金の8万円から10万円を支給する。

ただし、後遺症については身体障害手帳交付後の申請とし、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定められる身体障害者障害程度等級表の下表に該当する等級に対し給付する。

【身体障害者福祉法傷害程度等級表】

○体幹機能障害1級 10万円

○上肢機能障害1級・下肢機能障害1級 10万円

○視覚障害1級 10万円

○聴覚障害2級 8万円

ただし、後遺症に対する見舞金は、入院治療又は通院治療で見舞金を支払っている場合は、後遺症見舞金から既に給付した見舞金を減じて得た額とする。

(3) 傷害見舞金

ア 入院又は通院の日数の合算日が2日以上から適用される。

入院治療1日につき2,000円を、通院治療1日につき1,500円を給付する。

イ 傷害見舞金の対象となる期間は、傷害を受けた日から180日までを限度とする。

ウ 入院治療及び通院治療は、治療日数30日を限度とする。

エ スポーツ活動を再開した後の治療に対しては、傷害見舞金は給付しない。